

## 労働安全衛生法による免許の申請について

# 本籍地の記入が不要になります！

- 平成29年4月1日から「労働安全衛生規則」が改正されます。
- これにより、労働安全衛生法に基づく免許を申請する際、申請書の本籍地欄への記入が不要となります。
- また、既に免許を取得している方が本籍地を変更された場合も、本籍地の書き換えが不要となります。

### 免許申請書の改正部分

(労働安全衛生規則様式第12号)

様式第12号(第66条の3、第67条関係) (1) **免許・免許証再交付(免許証書替・免許更新)申請書**

帳票種別 84001	①申請の区分 1.新規交付 2.再交付 3.書替 4.更新 数字↑	②新規に申請する免許の種類 ・新規に免許を申請する者のみ記入すること。 裏面備考8を参照。	写真欄(24mm×30mm) 写真は、申請前6月以内に撮影した上半身、正面、脱帽のものとし、写真の裏面に氏名を記入し、写真欄のシールを取り、はり付けること。
フリガナ 申請者氏名	(姓) (名)	性別 男・女	
生年月日 フリガナ	明・大・昭・平 年 月 日生	本籍地	都・道・府・県
住所	〒( )	電話 ( )	
勤務先等 連絡先	勤務先等 所在地 〒( )	電話 ( )	
③氏名(姓をカタカナで記入すること。)	④氏名(名をカタカナで記入すること。)	⑤性別 1.男 3.女 数字↑	
⑥郵便番号	⑦住所 1.明 3.大 5.昭 7.平 数字↑	⑧本籍地 裏面備考9を参照。 数字↑	⑨送付先希望 1.住所と同じ 住所と異なる 裏面備考9を参照。 数字↑

**新しい様式では本籍地欄が削除されます (2か所)**

※ 改正前の様式の免許申請書(本籍地欄がある申請書)も、引き続き使用できます。 その場合も、本籍地欄の記入は不要です。

記入の有無によらず本籍地欄の読み取りは行いませんので、空欄のままご提出ください。

このリーフレットの内容について、詳細やご不明な点等は、  
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2017.3)